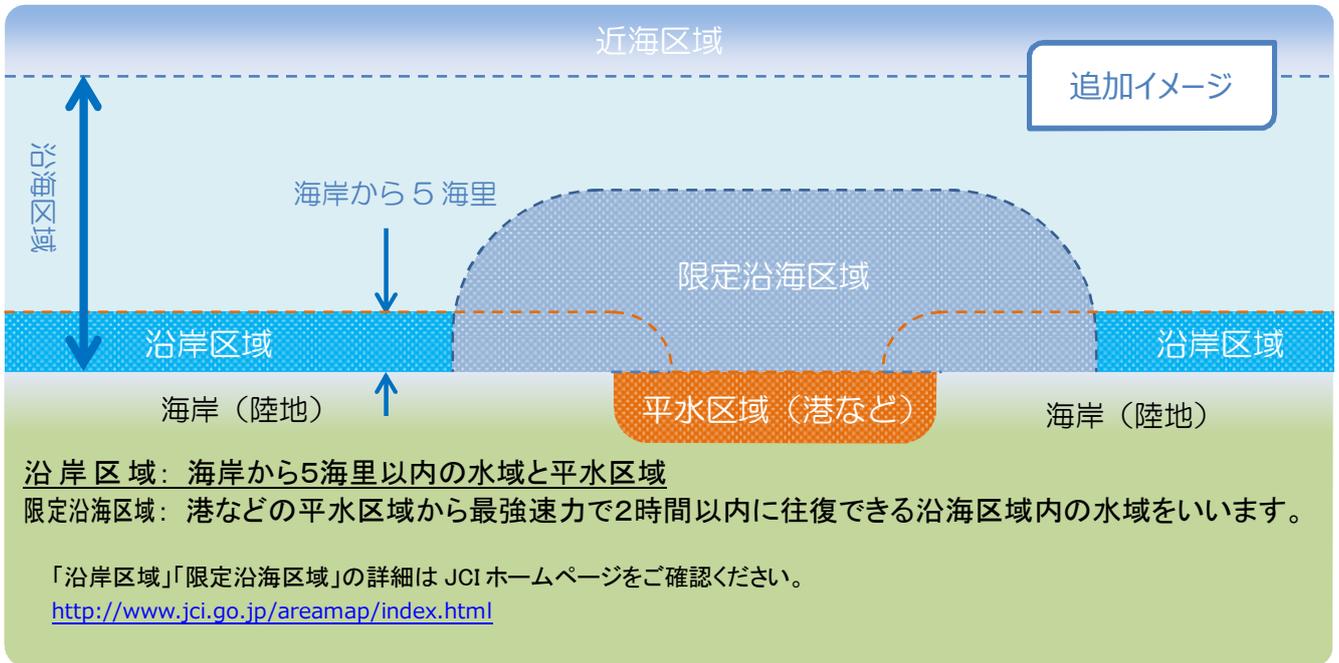


沿岸区域を追加する際の手続き案内 (旅客船を除く)

限定沿海区域の小型船舶が、沿岸区域(2級小型船舶操縦士の免許で操船できる水域)を追加する際には、法定備品の追加と手続きが必要となります。



○追加が必要な法定備品

ラジオ	1個	ラジオは中波帯(AM放送等)又は短波帯を受信できるものを備えてください。 また、以下のいずれかの無線設備を1つ備える場合は「ラジオ」の追加は不要です。 27MHz無線電話、40MHz無線電話、150MHz無線電話(国際VHF(5W型国際VHFを除く。))、ワイドスターマリンホン等(自動追尾機能を有するものに限り。)、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM等、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana800、HF無線電話等
コンパス	1個	自船の位置及び進行方向が表示できるGPSを備える場合は「コンパス」の追加は不要です。
海図	1式	「海図」には以下のものが含まれます。 ●ヨット・モータボート用参考図(Yチャート)、プレジャーボート・小型船舶用港湾案内(Sガイド:ダウンロード版は、当該PDFファイルを印刷したものに限り。)、航海用電子参考図 new pec (印刷物は除きます。) 【一般財団法人日本水路協会発行】 ●クルージングマップ【ヤマハ中国株式会社発行】 ●クルージングマップ【株式会社マックプロジェクト発行】 海上保安庁発行の電子海図(ENC)を表示できるGPSを備える場合は「紙の海図」は省略できます。
双眼鏡	1個	小型帆船には「双眼鏡」の追加は不要です。
小型船舶用火せん	2個	携帯・自動車電話(PHS等を除く)を携帯している場合は、「小型船舶用火せん」を1個に減らせます。 以下のいずれかの無線設備を1つ備える場合は「小型船舶用火せん」の追加は不要です。 漁業無線、国際VHF(5W型国際VHFを除く。)、ワイドスターマリンホン等(自動追尾機能を有するものに限り。)、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM等、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana800、EPIRB
備考		限定沿海区域のみを航行する際に、携帯電話等の有効な無線設備により、「小型船舶用信号紅炎」が省略されている船舶の場合であっても、沿岸区域を追加するために、別途、「小型船舶用信号紅炎」1セット(2個)を追加する必要があります。

※イリジウム、Isat Phone Pro 及び Oceana800 は、国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限り。ます。

○追加手続きは次のいずれかの際にお願いいたします。

1. 定期的な検査の時期に合わせて変更(中間検査の場合は、船舶検査証書の手換え申請も必要です。)
2. 臨時に検査を受けて変更(船舶検査証書の手換え申請も必要です。)

ご不明の点等ございましたら最寄りの支部におたずねください。